

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業委託事業者募集にかかる質問項目及び回答について

質問項目		回 答	
Q1	・中学生用の事業を行っている団体との連携というのは、どの程度のもを必須として条件つけておられるのか、具体的な指標があれば教えていただきたい。	A1	企画提案仕様書3ページの「(3)中学生対象事業者との連携」に記載している内容は必須となります。関係機関への広報周知を行う際は、中学生対象事業者の事業内容も併せて行うなど、お互い協力して事業を行っていただきたいと考えております。
Q2	・中学生用の事業を行っている団体と、相談の方法や、記録、集計の方法などが違って構わないのか、不都合がないか、教えていただきたい。	A2	相談の方法や記録については、企画提案書の内容も踏まえて、選定後に受託予定事業者と調整させていただきます。 集計方法については、企画提案仕様書4ページ「6業務報告等」に記載されている内容となり、本市と協議した内容で行っていただきたいと考えておりますので、こちらも選定後に受託予定事業者と調整させていただきます。
Q3	・相談業務運営場所について、既にヤングケアラー支援事業を運営している場所と共有スペースの利用でも良いのか。	A3	相談業務運営場所について、既にヤングケアラー支援事業を運営している場所と共有スペースの利用でも差支えありませんが、これも含めて企画提案の内容になります。 なお、そのように企画提案をされる場合は、事務所・相談室の賃借料等の費用について、経費積算書(様式8)との整合性をとってください。
Q4	・中学生用の事業と高校生用の事業を同じ事業所が受託した場合、スタッフの兼業はできますか。	A4	中学生対象事業とは別に企画提案仕様書2ページの「エ 実施体制」に記載している内容の配置が必要となります。兼業が不可ということはありませんが、これも含めて企画提案の内容になります。 なお、そのように企画提案をされる場合は、人件費の費用を案分して算出するなど経費積算書(様式8)との整合性をとってください。
Q5	・既にヤングケアラー専用の電話回線や相談用SNSがある場合、本事業用に新たな回線やアカウントを取得する必要があるか。	A5	既にヤングケアラー専用の電話回線や相談用SNSがある場合、新たに回線やアカウントを取得することが必須ではありませんが、これも含めて企画提案の内容になります。 なお、そのように企画提案をされる場合は、回線やアカウント取得等の費用について、経費積算書(様式8)との整合性をとってください。
Q6	・中学生から相談があった場合、「こちらは高校生向けなので中学生はこちらへ」と回答してしまうとたらいまわし感があり、相談モチベーションを下げってしまう恐れがあるが、そういった場合、高校生しか対応ができないのか。	A6	中学生から自発的に相談があった場合、そのまま相談対応いただいて差支えありません。 なお、広報周知について、高等学校や関係機関などに対しては、主に高校生を対象とした事業を行っている事業者であることを周知いただきたいと考えております。
Q7	・雇用予定の人物に現職があり、氏名を出す事が困難な場合はどうすればよいか。	A7	スタッフ配置計画書(様式7)については、証明書等の写しも含めて、参加資格決定の際に確認するもので氏名を出していただく必要があります。公表されるものではなく、個人情報として適切に取り扱いますので、当課企画グループ以外の職員に当該情報が知られることはありません。